

# 東京都高等学校体育連盟チアリーディング専門部規約

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 この専門部は、東京都高等学校体育連盟（以下「東京都高体連」という）チアリーディング専門部（以下「本専門部」という）と称する。
- 第2条 本専門部の事務局は役員の在任学校におく。

## 第2章 目的

- 第3条 本専門部は東京都高体連の規約に基づき、関係団体と連携し、都内高等学校および中等教育学校後期課程におけるチアリーディングの健全な発達を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

- 第4条 本専門部は第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。
1. 高等学校におけるチアリーディングに関する調査・研究及び指導
  2. 高等学校チアリーディング大会の開催
  3. 関係団体との連絡
  4. その他本専門部の目的達成に必要な事業

## 第4章 組織

- 第5条 本専門部は東京都高体連規約第6条によって組織する。
- 第6条 本専門部は東京都内の高等学校および中等教育学校および中等教育学校後期課程チアリーディング部をもって組織する。

## 第5章 役員

- 第7条 本専門部は下記の役員をおく。
1. 部長 1名（校長を原則とする）
  2. 副部長 2名
  3. 常任委員 若干名
  4. 委員 加盟校から各1名
  5. 監事 若干名
- 第8条 部長及び副部長は専門部総会の推薦により、東京都高体連理事会の議を経て東京都高体連会長がこれを委嘱する。部長は本専門部を代表し、部務を統轄する。副部長は部長を補佐し、本専門部を運営するとともに、部長事故あるときはその職務を代行する。
- 第9条 常任委員は委員の中から選出する。常任委員は常任委員会を構成し、部の常務を執行する。部長および副部長は常任委員の資格をもつ。

- 第10条 委員は東京都都高体連加盟校のチアリーディング部顧問より各1名選出する。委員は部務の執行にあたる。
- 第11条 監事は専門部総会において推薦し、部長がこれを委嘱する。監事は会計を監査し、部務を監督し必要に応じて意見を述べる。
- 第12条 役員の任期は2ヶ年とし、重任を妨げない。役員に欠員を生じたときは、原則として補充するものとし、補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 会議

- 第13条 本専門部に次の会議をおく。
1. 専門部総会
  2. 常任委員会
- 第14条 専門部総会は年1回部長が招集し、次の事項について審議する。
1. 予算・決算・事業に関する事項
  2. 役員の推薦・選出
  3. その他の重要事項
- 第15条 常任委員会は部長が招集し、委嘱された事項及び緊急な事項について審議し処理をする。議長は副部長とする。
- 第16条 専門部総会及び常任委員会は、総員の2分の1以上（委任状を含める）の出席がなければ開会することができない。
- 第17条 専門部総会及び常任委員会の議事は出席委員の過半数の決議をもって定め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

## 第7章 会計

- 第18条 本専門部の経費は加盟費（7,500円）、大会参加費、補助金及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第19条 本専門部の事業計画及びこれに伴う収支予算・決算は常任委員会及び専門部総会の議を経て、東京都高体連理事会の承認を得るものとする。
- 第20条 本専門部は常任委員会及び専門部総会の議決を経て、特別の目的のために特別会計を設けることができる。
- 第21条 本専門部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 附則

- 1) 本専門部の規定は総会の過半数以上の同意がなければ変更することができない。
- 2) この規定は平成26年4月1日より施行する。

この規約は令和2年4月4日一部改正施行する。